

## 総務政策委員協議会記録

開会年月日	令和2年3月17日
開会時刻	午前10時17分
閉会時刻	午前10時30分
出席委員名	◎鈴木豊司    ○楠木宏彦    久保 真    井村貴志
	岡田善行    品川幸久    藤原清史    西山則夫
	世古 明 議長
欠席委員名	なし
署名者	なし
担当書記	倉井伸也
協議案件	1 地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例等の一部改正（案） について
	2 行政視察について
	3 住民投票制度について
説明者	総務部長、総務部参事、課税課長
	その他関係参与

## 協議の経過

鈴木委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに会議に入り「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例等の一部改正（案）について」を協議した。

次に、「行政視察について」を議題として協議し、管外行政視察については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いひとまず延期とし、事態終息後に改めて実施の可否及び時期等の協議を行うこととした。

次に、「住民投票制度について」を議題として協議し、これまでの経過等が報告され、今後、総務政策委員協議会において方向性を取りまとめることとなり、協議会を閉会した。  
なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時17分

### ◎鈴木豊司委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例等の一部改正（案）について」、「行政視察について」及び「住民投票制度について」であります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

### ◎鈴木豊司委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

それでは、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例等の一部改正（案）について」を御協議願います。

当局からの報告をお願いします。

総務部長。

### ●江原総務部長

定例会開会中のお忙しい中、総務政策委員会に引き続きまして協議会をお開きいただきまして、まことにありがとうございます。本日御報告いたします案件につきましては、ただいま委員長仰せのとおりでございます。

これは、現在、地方税法等の一部を改正する法律案が国会で審議中ございまして、法案にはその施行が令和2年4月1日施行となる内容が含まれております。可決されますと伊勢市市税条例等の一部を改正する必要が生じますが、3月末の成立の見込みとなりますことから、一部改正案を市議会で御審議いただく時間的余裕がないと考えられますことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただきます。御報告いたしますものでございます。何卒御了承賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長から御報告申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

## 【地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例等の一部改正（案）について】

◎鈴木豊司委員長  
課税課長。

### ●世古口課税課長

それでは、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例等の一部改正（案）について」の概要につきまして、お手元の資料に基づき御説明申し上げます。まず資料の改正事項1でございますが、これは個人住民税の控除の見直し、ひとり親控除に伴う整備でございます。ひとり親控除とは、従来の寡婦・寡夫の控除におきましては子を扶養していても未婚であれば控除の対象外であったため、全てのひとり親に対して公平な税制を実現する観点から見直し、再編が行われたものでございます。具体的には、まず所得500万円以下の単身者であって生計を一にする子がいる場合、男女の別なくひとり親控除として30万円の控除を適用し、従来の女性の寡婦でひとり親以外の者については、所得500万円以下である場合に限り寡婦控除として26万円の控除を受けられるよう再編されるものでございます。この改正は、令和3年度の個人住民税から適用されます。ただし、この控除の改正自体は地方税法の改正にて措置されますため、今回専決いたしますのは控除の見直しに伴う申告書の規定の改正でございます。この申告書は令和2年4月1日以降に支払われる給与または年金につきまして適用されることから、専決をしようとするものでございます。

次に、改正事項2の固定資産税等の使用者を所有者とみなす制度の拡大でございます。これは固定資産税等において、本来の納税義務者は所有者でございますが、所有者の所在不明等の理由により、その固定資産の使用者を納税義務者とみなして課税できる制度の拡充でございます。現状では、震災等の災害により所有者が所在不明となった場合のみ、使用者を所有者とみなして課税できる制度がございます。これを災害の場合に限らず一般的にも適用できる拡充をしようとするもので、これは相続登記が正常にされておらず相続人が不明の場合や外国籍の所有者が死亡して課税できない場合など、現在の課題に対応しようとするものでございます。この制度により無条件に課税ができるようになるわけではなく、事前に戸籍調査等一定の調査を行うこと、使用者を所有者とみなして固定資産税台帳に登録する前には本人に事前通知を送付すること等の条件が付されております。この改正は、令和3年度の固定資産税等から適用されます。適用は令和3年度からとなりますが、固定資産税台帳の登録事務等、令和3年度に向けました課税の準備を令和2年度中から行いますため、専決しようとするものでございます。また、このほかに条項移動の整備等、所要の改正を行うとともに、経過措置につきましても規定する予定でございますので、御了承を賜りたいと存じます。

以上が伊勢市市税条例等の一部改正（案）の概要で専決処分をさせていただく予定のものでございます。よろしく願いをいたします。

◎鈴木豊司委員長

本件は報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎鈴木豊司委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

暫時休憩します。

この後、行政視察等の協議になりますので、当局の方は退室をお願いします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時25分

## 【行政視察について】

◎鈴木豊司委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、「行政視察について」を御協議願います。本件につきましては、2月13日の総務政策委員協議会におきまして、6月定例会までの実施を決定し、日程、視察先及び視察項目については正副委員長に御一任いただいたものであります。昨年と同様に5月の実施を検討しておりましたが、今全国各地で新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進んでおり、終息の兆しが見えて来ておりません。このような状況に鑑みまして、管外行政視察については、中止という選択肢もあるかもしれませんが、ひとまず延期とさせていただき、事態終息後に改めて実施の可否及び時期等の御協議をお願いしたいと考えますので、御意見を賜りたいと存じます。管外行政視察の延期につきまして、御発言がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎鈴木豊司委員長

よろしいですか。御発言もないようですので、お諮りいたします。当委員会における管外行政視察は延期とさせていただき、新型コロナウイルス感染症の事態終息後に改めて実施の可否及び時期等について御協議願うこととして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎鈴木豊司委員長

ありがとうございます。御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

## 【住民投票制度について】

◎鈴木豊司委員長

次に、「住民投票制度について」を御協議願います。本件につきましては、お手元の資料2の「住民投票制度について」に今日までの経緯を整理してございますが、中山前議長から要請を受け、議会のあり方調査特別委員会の条例等検討分科会で協議が行われてまいりました。条例等検討分科会では、議会における住民投票制度について、各委員からは資料に記載のとおり否定的な意見が多く出されておりましたが、中山前議長の意向としましては、令和元年10月に策定しました政策提案制度に沿って条例制定ができないかとの趣旨でございました。そのような状況の中で、条例等検討分科会では、政策提案であれば条例

等検討分科会で議論するのではなく、所管の常任委員会で御協議願った方が相応しいのではないかとの思いから、令和元年12月4日の企画調整部会におきまして、当時の分科会会長から住民投票制度の提案につきまして議会のあり方調査特別委員会での特段の取り計らいをお願い申し上げたところ、新しい議長と相談して対応するとの方向性を御示しいただきました。このことは令和元年12月4日に開会いたしました議会のあり方調査特別委員会に報告もなされております。その後、令和2年2月17日になりまして、議長から住民投票制度について総務政策委員会での検討の要請がありましたので、本日皆さんにお願いを申し上げるといふ運びとなったものでございます。まずは今日までの経緯につきまして御理解を賜りたいと存じます。そこで皆さんの御理解が前提となりますが、この総務政策委員協議会で住民投票制度の提案について御協議をお願いし、議会としての一定の結論を見出していただければと考えるところであります。

つきましては、住民投票制度を当局に提案することにつきまして、次回開会の総務政策委員協議会で皆さんの御意見をお伺いし、議会としての方向性を取りまとめるという形をお願いをさせていただきたいと思っておりますので、是非とも御理解・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。説明とお伺いは以上でございますが、この件に関しまして御発言がございましたらお願いをいたしたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎鈴木豊司委員長

御発言もないようですので、そのような取り計らいをさせていただきますとともに、次回の総務政策委員協議会では、当局に住民投票制度を提案することについて皆さんの御意見をお伺いするという事に決定させていただいて、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎鈴木豊司委員長

御異議なしと認めます。そのような形で進めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会いたします。

閉会 午前10時30分